

○平成二十三年総務省告示第二百七十九号(登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行												
<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 <u>(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)</u></p> <p>(表略)</p> <p>一の二 <u>法第 27 条の 6 第 3 項の届出書</u>に記載された内容の事実の確認 <u>(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認</p> <p>(表略)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検の項目</th> <th style="text-align: center;">具体的な点検の実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 届出者の氏名又は名称並びに住所</u></td> <td><u>届出書により、その記載事項を照合し、確認する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 無線設備の設置場所</u></td> <td><u>無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 送信可能な電波の型式及び周波数</u></td> <td><u>それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>4 送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号</u></td> <td><u>送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>5 空中線系</u></td> <td><u>空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線(空中線共用装置を含む。)について、届出書の写しと対比照合し、確認する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	<u>1 届出者の氏名又は名称並びに住所</u>	<u>届出書により、その記載事項を照合し、確認する。</u>	<u>2 無線設備の設置場所</u>	<u>無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>3 送信可能な電波の型式及び周波数</u>	<u>それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>4 送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号</u>	<u>送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>5 空中線系</u>	<u>空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線(空中線共用装置を含む。)について、届出書の写しと対比照合し、確認する。</u>	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等												
<u>1 届出者の氏名又は名称並びに住所</u>	<u>届出書により、その記載事項を照合し、確認する。</u>												
<u>2 無線設備の設置場所</u>	<u>無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。</u>												
<u>3 送信可能な電波の型式及び周波数</u>	<u>それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。</u>												
<u>4 送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号</u>	<u>送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。</u>												
<u>5 空中線系</u>	<u>空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線(空中線共用装置を含む。)について、届出書の写しと対比照合し、確認する。</u>												

<u>6 電源設備</u>	<u>電源設備の区分(補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。)ごとに届出書の写しと照合し、確認する。</u>
---------------	---

注 法第 27 条の 6 第 3 項の届出書の写しと事実が相違する場合は、相違点を明記すること。

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
(略)	(略)
5 空中線電力	ア～キ (略) ク 空中線電力の指定 <u>(施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる包括免許に係る特定無線局にあつては、届出)</u> に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 ケ～サ (略)
(略)	(略)

注 1～4 (略)

三 (略)

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
(略)	(略)
5 空中線電力	ア～キ (略) ク 空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 ケ～サ (略)
(略)	(略)

注 1～4 (略)

三 (略)